

インフラ施設管理A I 協議会（仮称） 設置規約（案）

第1章 総則

（名称）

第1条 本会の名称は、「インフラ施設管理A I 協議会（仮称）」（以下、「本会」という。）とする。

（目的）

第2条 本会は、設備の信頼性を確保しつつ排水機場等河川機械設備の確実な稼働を支えるA I 異常検知システムを活用した維持管理支援の実現に向けて、分野横断的かつ産官学の連携体制の下、A I 異常検知システムの導入・現場への普及の実現を目的とする。

（活動）

第3条 本会は、前項の目的を達するため、次の活動を行う。

- （1）河川機械設備（排水機場）のA I を活用した異常検知システムに関する最新動向の把握、それを踏まえた国としての研究方針・運用データ提供方針の検討
- （2）河川機械設備（排水機場）のA I を活用した異常検知システムの導入及び現場への普及を加速するためのルール・制度等の検討
- （3）河川機械設備（排水機場）のA I を活用した異常検知システムについて、開発及び普及を加速化するための上記以外の検討
- （4）その他、協議会で必要と定める事項

（事務局）

第4条 本会の庶務は、国土交通省大臣官房技術調査課施工企画室が行う。

第2章 会員

（会員）

第5条 本会の会員は目的及び活動に賛同する企業、団体、学識者、関係府省庁等を会員とする。

2 会員の種別は、次のとおりとする。

一 法人会員 協議会の目的に賛同する企業

3 法人会員になろうとする者は、入会申込書を事務局に提出し、その承認を得て会員になることができる。

（会費）

第6条 本会は研究成果や課題、最新技術の動向等を異業種間で情報共有し、持続的な研

究開発の体制構築を目的としているため、会費は不要とする。

(委員長)

第7条 本会に、委員長を1名置く。

- 2 委員長は、本会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長は、会員から委員を指名し、協議会への出席を求めることができる。
- 4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に対し、協議会に出席してその意見を述べ、または説明を行うことを求めることができる。会員の中から臨時で代理を指名することができる。

(オブザーバ)

第8条 本会は、その活動を円滑に推進するため、ワーキング・グループに参画した会員の推薦によりオブザーバを置くことができる。

(退会)

第9条 会員は、会員の意思により任意に退会することができる。ただし、退会に際しては、委員長に届け出なければならない。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、委員長の判断により、当該会員を除名することができる。

- 2 本会則に違反したとき。
- 3 本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為をしたとき。
- 4 その他除名すべき正当な事由があるとき。

第3章 会議等

(会議)

第11条 本会の会議は、委員長が必要と認めたときに開催することとし、必要に応じて、対面、オンライン、書面又は電子メールによる開催とすることができる。

2 本会の会議は、協議会の事業及び運営の基本的事項について審議し、決定する。

(ワーキング・グループ)

第12条 本会は、第2条に示す目的を達成するために必要な取組に関する検討及び推進するためのワーキング・グループを設置することができる。

- 2 ワーキング・グループは、有志の会員ならびに会員の推薦を受けた者から構成され、委員長がこれを認める。
- 3 ワーキング・グループは、活動の円滑な推進を図るため、費用の負担、方針の決定その他について自ら規定を定めることができる。

第4章 その他

(規約の変更)

第13条 本会の規約の制定改廃は、事務局が会員と協議の上行い、制定または改廃した場合においては、直ちに会員に通知する。

(研究成果・情報の取り扱い)

第14条 研究成果や協議会活動全般において扱われる情報については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」第5条で定められた不開示情報を除き、協議会の会員間で相互に共有されることを想定している。

(会議資料等の公開)

第15条 本会に係る資料等は、会員の確認を得た上で、公表することができる。

(データ保護・秘密保持)

第16条 研究開発活動を促進するための排水機場等の運転時に発生する振動等のデータについては、国土交通省が管理する排水機場から取得したデータを提供する予定であり、本会に参加することで企業が独自に保有する専門知識を提供する責務が生まれることはない。

(守秘義務)

第17条 会員は、本会の活動を通じて知り得た他の会員の専門知識や技術情報等を、本会事務局の了解無しに、第三者に開示し、または漏洩してはならない。
2 ただし、知得する以前に既に公知となっている場合、または知得した以後に自己の責任に帰さない理由で公知となった場合は、この限りではない。

(雑則)

第18条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、協議会に諮って定める。

附 則

1 本規約は、令和7年●月●日より施行する。